

別表第 8 (第 15 条関係)

騒音に係る規制基準

(単位 デシベル)

時間の区分 区域の区分	朝	昼間	夕	夜間
	午前 6 時から午前 8 時まで	午前 8 時から午後 6 時まで	午後 6 時から午後 10 時まで	午後 10 時から翌日 の午前 6 時まで
第 1 種区域	45	50	45	40
第 2 種区域	50	55	50	45
第 3 種区域	60	65	65	55
第 4 種区域	65	70	70	60

## 備考

- 1 この表において「デシベル」とは、計量法(平成 4 年法律第 51 号)別表第 2 に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 2 騒音の測定は、計量法第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路は A 特性を、動特性は速い動特性 (FAST) を用いることとする。
- 3 測定点は、工場等の敷地境界線とする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以遠の任意の地点において測定することができるものとする。
- 4 騒音の測定方法は、当分の間、規格 Z8731 に定める騒音レベル測定法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 騒音計の指示値が変動せず、または変動が少ない場合は、その指示値とする。
  - (2) 騒音計の指示値が周期的または間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
  - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の 90 パーセントレンジの上端の数値とする。
  - (4) 騒音計の指示値が周期的または間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の 90 パーセントレンジの上端の数値とする。
- 5 第 2 種区域、第 3 種区域または第 4 種区域内に所在する学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院および同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館ならびに老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における当該基準は、本表の規定にかかわらず、本表の値からそれぞれ 5 デシベルを減じた値とする。
- 6 この表において「第 1 種区域」、「第 2 種区域」、「第 3 種区域」および「第 4 種区域」とは、騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)第 3 条第 1 項の規定により、滋賀県知事が指定した区域とする。